

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1 不動産取得税

- (1) 次に掲げる特例措置の適用期限を平成24年3月31日まで延長することとした。（附則第20条の3、附則第22条関係）
- ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置
 - イ 新築住宅に係る税額の減額措置を受けるために必要な土地取得から住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置
 - ウ 認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の控除額を上乗せする特例措置
- (2) 農地保有合理化法人等の農地の取得に係る納税義務の免除等の延長の特例措置を廃止することとした。（附則第23条の3関係）

2 自動車取得税

- (1) 当分の間、自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を100分の5とする措置を講ずることとした。（附則第24条の2関係）
- (2) バス及びトラックに係る税率の軽減措置の範囲を拡大することとした。（附則第24条の2関係）
- (3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた中古自動車の取得に係る課税標準の控除額を上乗せする特例措置の適用期限を平成24年3月31日まで延長することとした。（附則第24条の2の3関係）

3 軽油引取税

- (1) 当分の間、税率を1キロリットルにつき32,100円とする措置を講ずることとした。（附則第24条の5関係）
- (2) 揮発油価格高騰時における税率の特例の適用停止の措置を講ずることとした。（附則第24条の6関係）

4 自動車税

- (1) 新車新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対する税率の加重措置の適用対象を拡大することとした。（附則第25条関係）
- (2) 電気自動車等に係る税率の軽減措置の適用期限を平成24年度まで延長することとした。（附則第25条関係）

5 その他所要の整備をすることとした。（第40条、附則第18条の2、附則第20条の3、附則第24条の2～附則第24条の2の3、附則第24条の4、附則第25条関係）

6 施行期日等

- (1) この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。（附則第1条関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2条～附則第5条関係）